

第 15 回基本制度部会における各委員からの主な指摘

- 質の高い建築物とはどのようなものなのかという概念整理が必要。物的な観点だけではなく、供給、所有、利用、管理などのあり方が建築物の質を規定するので、そうした総合的な観点で建築物の質を扱うべき。
- 建築物のあり方の基本として、その地域や使われ方や規模にふさわしい質というものがまず先にあり、それをどうやって実現していくかについて国民のコンセンサスを得るという方向性の中で、改めて、規制行政はどうやっていくかという議論に持っていくべき。
- 骨太なナショナル構造（法律）だけでなく、ローカル構造（条例）として、地域がこのぐらいのまちにしたいとか、このぐらいの建築物でいきたいということはどう受け止めるかという地域性の問題が論点となる。
- 最低基準を上回る質を議論する場合、定量的なことに加えて定性的なことが重要になり、その定性的なことの判断には専門家の関与が必要ではないかということが論点となる。
- 建築基準法は最低基準でありもう少し上のレベルを目指そうと言う前に、最低基準レベルの品質ですら確保できていないという問題がある。品質確保をどう組み立てていくか相当慎重に議論すべきであり、品質確保という点で法律の全体像を描くべき。
- 建築物の安全性を担保するためには都市的な安全性や防災の視点も欠かせないし、品質を担保するためには部材・資材の製造段階での品質確保対策も必要になってくるので、住宅局や国土交通省の所管にとどまらない広い視野でビジョンを描くべき。
- 既存のストックをよりよいものにするためにどうするべきかという観点が重要。極論すれば、既存不適格の建築物を、現行基準レベルまで回復できないものの、少しでもよくするためにどうするべきか、というような観点も入れて検討すべき。
- 質の高い建築物をつくるためには、設計者の業務環境などが大事であり、そうした視点から設計する側に関わる枠組についても検討すべき。
- 昔の建築は、木、土、石、瓦など素材でできていて、それら素材は古くなるほど美しくなるが、上等そうに見える木目のプラスチックなどはそうではない。美しいものをストックするため、美学のほうに重点を置いて考えるべき。